

第5議題「平和と強靱性のための雇用とディーセント・ワーク：1944年の雇用（戦時より平時への過渡期）勧告（第71号）の改正」

本議題については、前回の第105回ILO総会において第一次討議が行われており、今回の第106回総会において第二次討議が行われる予定である。今回の総会の討議は勧告としての採択を目指すものとなる。

本議題については、3つの報告書が提出されている。

Report V (1) は、第一討議の結果を基礎とし、昨年の報告書に添付された各国への質問状の結果を踏まえた上で事務局において勧告の提案を作成し、各国に送付したものである。

Report V (2A) は、上記 Report V (1) に付された質問状に対する各国政府、労使団体の回答に基づいて作成され、これらの意見の要点をまとめたものである。

Report V (2B) は、上記 Report V (2A) の修正案や意見等を参考にして、事務局において、Report V (1) において提案された勧告の修正案が英仏2ヶ国語で発行されている。この Report V (2B) が、勧告としての採択を目指す第二次討議の基礎となることが予定されているため、以下において本報告書の骨子を紹介する。

本報告書は、前文に加え、(1) 目的及び適用範囲、(2) 指針となる原則、(3) 戦略的アプローチ、(4) 雇用創出、(5) 権利、平等及び無差別、(6) 教育、職業訓練及び指導、(7) 社会的保護、(8) 労働法、労働行政と労働市場情報、(9) 社会対話及び労使団体の役割、(10) 難民及び帰還者、(11) 予防、軽減と準備、(12) 国際協力、(13) その他の規定の13のパートから成り立っている。その主要部分については以下の通りである。

前文

ILO総会は、貧困と開発、人権と尊厳、ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）と持続可能な企業に対する紛争と災害の影響と結果を考慮し、1944年の雇用（戦時より平時への過渡期）勧告（第71号）の適用範囲を広げ、紛争や災害から生じる危機的状況に関する予防、回復、平和と強靱性における雇用とディーセント・ワークの役割に最新の指針を提供する観点から、同勧告を改正する必要性を考慮に入れ、第106回ILO総会（2017年6月）において、平和と強靱性のための雇用とディーセント・ワークに関する提案の採択を決定し、これらの提案を勧告として採択する。

1. 目的及び適用範囲

本勧告の目的は、国際的及び非国際的武力紛争と災害から生じる危機状況に関する予防、回復、平和と強靱性（レジリエンス、回復力とも訳される）のための雇用とディーセント・ワーク創出のための措置に関する指針を加盟国に提供することにある。本勧告において災害とは、人的、物的、経済的及び環境面での損失と影響につながる、ばく露、脆弱性及び能力の条件と相互作用する危険な事象に起因する、あらゆる規模のコミュニティまたは社会の機能の深刻な混乱を意味する。強靱性（回復力）とは、ハザードに曝されたシステム、

コミュニティ或いは社会が、リスク管理によって必須の基本的な機構及び機能を保持・回復することなどを通じて、ハザードの影響に対して適切なタイミングと効果的な方法で抵抗、吸収、順応、適応、変換、回復する能力を意味する。危機対応とは、紛争や災害に起因する危機的状況に対応して行われた雇用とディーセント・ワークに関するすべての措置を指す。

2. 指針となる原則

指針となる原則とは、まず、完全かつ生産的で自由に選択されたディーセントな雇用は、平和を促進し、危機を予防し、回復を可能とし、強靱性を構築するために不可欠であることである。加盟国は、危機によって特に脆弱にされた集団や個人に細心の注意を払う。環境面から見て持続可能な経済への公正な移行の必要性、人種、皮膚の色、性別、宗教、政治的意見、国民の出身、社会的出身その他の根拠に基づく差別、偏見、憎しみに対抗する必要性、人道援助と開発援助の緊密な調整と相乗効果の必要性なども考慮する。

3. 戦略的アプローチ

戦略的アプローチについては、加盟国は、平和を促進し、危機を予防し、回復を可能にし、強靱性を構築するための一貫性のある包括的な戦略を実施する、段階的でマルチトラックなアプローチを採用する。それには、即時雇用及び社会的保護措置を通じて生計及び収入を安定させること、雇用とディーセント・ワーク機会及び社会経済的再統合のための地域経済の回復を促進することなどが含まれる。

4. 雇用創出

雇用創出について、加盟国は、1964年の雇用政策条約（第122号）やILO総会の関連決議で提供される指針を考慮して、男女の完全かつ生産的で自由に選択されたディーセントな雇用を促進するための包括的で持続可能な雇用戦略を採用し、実施する。国内避難民、移民や難民といった、危機によって特に脆弱にされ不利な立場に置かれ疎外された集団や個人に重点を置いた積極的労働市場政策とプログラムを開発し適用する。若者に所得創出の機会、安定した雇用とディーセント・ワークを提供する。

5. 権利、平等及び無差別

権利・平等及び無差別について、加盟国は、1951年の同一報酬条約（第100号）と勧告（第90号）、1958年の差別待遇（雇用及び職業）条約（第111号）及び勧告（第111号）を考慮に入れて、差別なく女性と男性の機会と待遇の均等を促進する。また、1973年の最低年齢条約（第138号）と勧告（第146号）、1999年の最悪の形態の児童労働条約（第182号）と勧告（第190号）を考慮し、危機対応における最悪の形態の児童労働を含む児童労働の防止、特定と撤廃のために必要な措置を講じる。1930年の強制労働条約（第29号）及び2014年の議定書、1957年の強制労働廃止条約（第105号）及び2014年の強制労働（補足的な措置）勧告（第203号）を考慮して、あらゆる形態の強制労働の防止、特定と撤廃

のための緊急行動を起こす。

6. 教育、職業訓練及び指導

教育・職業訓練及び指導について、加盟国は、教育の提供が中断されないよう、或いは迅速に回復されるようにする。国内避難民または難民を含む児童が、関連する国際法に則って、危機と回復のあらゆる段階で差別を受けることなく教育にアクセスすることを保証する。また、必要に応じて、復興と再建のための新たな技能ニーズに対応する教育、訓練、再訓練、職業指導プログラムを策定し、適合させる。

7. 社会的保護

社会的保護について、加盟国は、1952 年の社会保障（最低基準）条約（第 102 号）、2012 年の社会的な保護の土台勧告（第 202 号）及びその他の関連する国際労働基準を考慮して、危機を予防し、回復を可能にし、強靱性を構築するために、社会的な保護の土台を構築、再建、或いは維持する。

8. 労働法、労働行政と労働市場情報

労働法・労働行政と労働市場情報について、加盟国は、必要に応じて労働立法を見直し、制定、再制定、或いは補強し、ディーセントで生産的な雇用機会の創出を労働法が保証するようにする。また、必要に応じて労働監督を含む労働行政制度や、特に危機の影響を受けやすい人口集団に焦点を当てた労働市場情報の収集と分析のためのシステムを設立、復元、または強化する。

9. 社会対話及び労使団体の役割

社会対話及び労使団体の役割について、加盟国は、1976 年の三者の間の協議（国際労働基準）条約（第 144 号）を踏まえ、性差別のない社会対話を通じて和解、社会経済的安定、回復及び強靱性を促進する。また、1948 年の結社の自由及び団結権保護条約（第 87 号）、1949 年の団結権及び団体交渉権条約（第 98 号）を考慮して、危機対応における労使団体の極めて重要な役割を認識する。

10. 難民及び帰還者

難民及び帰還者について、紛争によって引き起こされた難民流入の場合、労働市場への難民のアクセスに関する措置は、国際法と国内法ならびに資源と能力面での加盟国の課題と制約事項を考慮し、各国及び地域の状況に左右される。加盟国は、責任を公平に分担することの重要性を認識し、国際協力と結束を強化し、難民が生計機会と労働市場にアクセスする機会を拡大することによって、自立を促進するための措置を講じる。難民の出身国における治安状況が十分に改善された場合には、安全と尊厳の下で難民の自発的帰還を促進し、労働市場への再統合を支援するよう協力する。

11. 予防、軽減と準備

予防・軽減と準備について、加盟国は、経済社会の発展とディーセント・ワークを支援する方法で危機を予防、軽減し、危機に備えるために、労使団体やその他の利害関係者と協議しながら、強靱性を構築するための措置を講じる。

12. 国際協力

国際協力については、危機状況への準備と対応に当たって、加盟国は、二国間または多国間の取り決めを通じて協力を強化し、適切な措置を講ずる。ディーセントで生産的な仕事、事業開発、自営業の創出のための開発援助と民間部門への投資を促進するために協力する。また、情報や知識、好事例と技術の体系的な交換を含む国際協力を強化する。

13. その他の規定

この勧告は、1944 年の雇用（戦時より平時への過渡期）勧告（第 71 号）に代わるものである。